

障害者政策研究全国実行委員会内「障害者差別禁止法」作業チーム

「障害者差別禁止法 [要綱案]」(『当事者がつくる障害者差別禁止法—保護から権利へ』<現代書館>所収) との対話

三村洋明

(はじめに)

最近の「障害者差別禁止法」制定運動の動きを見ていて、「障害者」運動はなんとも危ない方向へ踏み出そうとしているという危機感を抱きました。それがこの文を書かせるきっかけです。

今タイトルにある作業チームや弁護士会などで差別禁止法の案作りが進められているようです。わたしは、自らの「吃音者」としての「障害者」の立場、それも「吃音」の障害規定のあいまいさから「障害者」として出発するためには、障害規定をはっきりつかまざるを得なかった立場で、障害—「障害者」の規定を考えてきました。そして、今日の「障害者」運動の混迷の一因が、障害規定の曖昧さにあることを押さえ、その意味でも改めて理論的作業の基礎として障害規定の深化から始めようと提起してきたことがあります。その立場から、要綱案との対話を試みたいと思います。

(1) 「要綱案」における障害規定

(イ) 「障害をもつ」という表現

まず一番気になっているのは、今まで一般的に使われていた‘障害者’という言葉に替わって使われている「障害をもつ」という表現です。いったい何故、‘障害者’という言葉に替えて「障害をもつ」という表現を使うのでしょうか？

もうだいぶ前ですが、そのようなことを主張していた人に出会ったことがあります。「障害という言葉には否定的な意味が込められていて、障害者といわれると全否定されるような気持ちになる。障害というのはわたしの個性の一部であり、そういう意味で障害をもつという表現の方がいい」という発言です。もうひとつ置き換えの根拠としてかんがえられることがあります。今回の差別禁止法制定の動きは、アメリカの「障害者差別禁止法」—ADA法の日本版を作ろうというようなことではないかと押さええるのですが、そのADA法の邦訳「障害をもつアメリカ人法」の「もつ」—withの直訳として、使われているもとらえられます。

ところで、禁止法要綱案作成グループの共通認識として、医療モデルから社会モデルの転換ということがあり、そのことは機会あるたびごとに謳われています。わたしが不思議に思うのは、社会モデルから「もつ」という表現がでてくるのか、ということです。

社会モデルでは、「障害とは、社会が障害者と規定するひとたちに作った障壁である」というとらえ方になります。従って、「障害をもっているのは社会であって、(「障害者」と呼ばれる)わたしたちではない」という主張になるはずですが。更に、「障害をもつひと」という表現を使うなら、障壁を作っているひと、障壁をもっているひとと言う意味であり、「障

害者」と今呼ばれているひとに対して差別的な観念を持っているひとたちを示す言葉になるはずです。

こういうことを書くと、それならば‘障害者’という言葉も同じではないかという反論が出てくると思います。論理的に考えると、今「障害者」と呼ばれている者は‘被障害者’という表現になります。ただ、言葉は社会的歴史的に作られたものであり、社会的に通じなければ意味がありません。だから、意味がおかしいときには、常に疑問を呈しつつ（その略式の一つの方法が「」一鍵括弧をつけるということなのでは）その中で使っていくしかありません。そういうこととして、‘障害者’という言葉が使われてきたこととして押さええます。それを「もつ」という動詞を入れる意味は何か？ わたしは、‘もつ’という言葉には、属性という意味から、どちらがもっているのかということをはき出させ、そしてどちらの側にその障壁－障害が属するのかという問題を浮かび上がらせる中で、それを「障害者」と呼ばれる自分たちが持っているという主張になり、社会モデルから遠のく、いや、もっとはっきりいえば医療モデルそのものになる、とんでもない表現だと押さえています。たがら、なぜ医療モデルから社会モデルの転換を主張する人たちがこの言葉を使い、しかも反障害運動の中で広げようとしているのか、どうしても理解できないのです。今、障害を医療モデルでとらえることから、「聴覚障害」、「全身性障害」、「視覚障害」、「精神障害」・・・という表現になっています。社会モデルにすれば、移動障害、情報障害、コミュニケーション障害、表示障害、介助障害という表現になっていくことではないでしょうか？ いずれも社会の方が障害－障壁・抑圧を持っているということで、被障害者は、移動被障害者、介助被障害者・・・という表現になっていくことではないかと思います。

もう一つ、書き置かねばならないのは、社会モデルには基本的に賛成しえるけど、それでも「障害者が障害を持っているといえる核のようなことがある」という主張に対する反論です。これはWHOの障害規定 ICIDH の「impairment（機能障害） disability（能力障害） handicap（社会的不利）」という分類の中で、「impairment それ自体は歴然としてある」という主張につながっていることです。しかも、結局 impairment が基底的なことになっていく構造があります。それが医療モデルだとして批判し、WHOで新しい障害規定 ICF を出してきています。結局そこでも医療モデルから社会モデルへの転換に失敗していると言わざるを得ないのですが、このあたりの問題はむしろ、他の反差別運動からとらえると問題がはっきりしてきます。性差別の問題でも、impairment disability handicap に類比して、sex（性＜差＞） jender（性役割） sexuality（性的志向性、性的文化）という階層があります。そこで、sex そのもの、性差そのものは歴然としてあるという主張が以前はなされてきました。最近、そのこと自体をまな板に上げて、それ自体も社会的に構築されたものというとらえかたが出ています。ジュディス・バトラーの著書『ジェンダー・トラブル』（青土社）などに端的に現れています。部落差別の問題においても野口道彦『部落問題のパラダイム転換』（明石書店）という書がでています。かつて、「障害は個性である」という「障害個性論」が広がり、それはそれで歴史的には反障害運動が進展していく上で重要な意味

を持っていたのですが、その「個性論」自体が批判のまな板に上っています。「個性論」と医療モデルというのはつながっているわけで、医療モデルから社会モデルの転換というのは、世界観のパラダイム転換という内容を持っています。反差別運動の他の立場からとらえると、そして、認識論的に掘り下げていくと、そのあたりの問題がよくとらえられてくるのですが、そのようなところでの対話が充分なされていないところで、相も変わらず「障害- impairment そのものは歴然とある」という主張にひきづられていく現実があるようです。

そして、そのようなことの論拠のひとつとして、「病気と障害の連続性」というところからとらえる、痛みの各私性というような主張があります。「痛みはその当人の痛みで、他者にはその痛みは分からない」というような主張で、そこからそのような痛みを例にして、「痛みは個人がもっているものであり、それと同じように障害を個人がもっているということはある」という主張です。そもそも痛みは各私的なことでしょうか？ 確かに痛みそのものは肉体的にはそのひとのものと言い得ることで、区別されますが、それでも例えばトンカチで指を叩いたのを見ていて、その叩いた指のそこに見ている他者が痛みを感じるという事態があります。病気で痛がっているひとを見て、見ている者の方がつらいということもあるし、いわゆる意識がない状態で当人は痛みを表わしているとは思えないのに、見ている者がつらいというような事態もあります。更に言えば、そもそも、痛みが何故障害とつながるのでしょうか？ 痛みが色々な活動を妨げるというような場面も確かにあります。しかし、そもそも医療ということにおいても、痛みを抑える手段があれば病気と友達になるというようなことがあるし、「痛みが色々な活動を妨げる」という場合、そこで言う「活動」の中身が問題になります。一般的にそこでいう活動ということの軸になるのは労働であり、労働に必要なことができる—できないということで、「標準的な人間像」が描かれそこで、その像からの逸脱としての「障害者」という規定がでてくるようです。そのことは、ひとが事故などで死んだときの損害賠償の裁判で、そのひとが将来どれだけ労働で稼ぎえたかを基準に損害賠償額が決まるという、ひとの命の重さは同じといいながら、実はちゃんと価値づけられていく今の社会の仕組みがあるわけです。近年在宅労働や労働時間を自分で調整できるフレックスタイムというようなことが起きていて、しかも情報機器の発達により、労働形態がかなり変わって行く可能性もありますが、市場経済の論理の支配するところにおいて、生産性が問題になる以上、相対的に労働に時間や経費のかかる被障害者は労働の現場から排除されていく構造はなくならないと言えます。問題は労働ということの中身のとらえ返しの問題です。

さて、わたしはポストモダンという中で起きてきたパラダイム転換から障害概念をとらえ返そうと提起しているのですが、そもそも、日本の反障害運動の中で反・被障害者は、その障害のとらえ返しを自分自身の言葉で語ってきました。ろう者から「私たちは障害者ではない」という主張が出て、それに対して他の反障害者から、そもそも「そこで他の障害者がいるようなことを言うけれど、他の障害者でも同じような主張ができる。そもそもそ

のような障害者などどこに居るのだ！」というようなやりとりがありました。そのような語りはいろいろなところでなされてきました。つい最近読んだ本の中にも出ています。

「歩ける人にはなかなかわかってもらえないかもしれませんが、私は生まれた時からずっと這ったり、車イスに乗っているのです、これが当たり前になっていて、自分の体を「障害」だと思ったことはありません。私にとって「障害」なのは、私のような人が使いにくい施設や道路などと、私にできないことがあったとき、そばにいる人から当たり前のこととして手を貸してもらえないことです。その「障害」をなくしていくのには、みんなと一緒にいるしかないと思います。」「北海道・障害児普通学級入級訴訟」原告陳述書1（古川清治『原則統合を求めて「北海道・障害児普通学級入級訴訟」を再考する』千書房・所収）

「そばにいる人から当たり前のこととして手を貸してもらえ」る社会であれば障害などないと言えます。現実の社会は、標準的人間像を描き、それに外れるものを「障害者」として排除・抑圧していくわけです。もし、標準的人間像を描くということがないとしたら、「障害者」というような概念は起きるのでしょうか？ 上記の文を引用したときにも、「そんなことを思っているのは強がりだ」とか「思い違いだ」という主旨の批判がありました。上記のことが思えるということが想像できない現実がそこにはあるのでしょうか、・・・。「障害といわれることは何かある、そのことは認めた上で出発しなければならない」というような主張には、次のように反論していくことです。「確かに何かそのものといえることはないとは言いません。が、それは<そのもの>としか言いようのないことであり、それが「障害」としてなぜ浮かび上がっていくのか自体を問題にしなければならない」と。<そのもの>が「差異」として浮かび上がっていくその構造をわたしたちは押さえる必要があるのです。

（ロ）「要綱案」における障害規定

「要綱案」の障害規定をみてみます。第1章総則の「2 障害の定義」があります。

この法律において、障害とは、傷害や病気などを原因とする個人の特性にかかわらず、その個人に対して、ある程度以上の能力や機能を要求する社会的環境との関係で生じる障壁をいう

どうもこの文章は意味がつかめません。「かかわらず」ということを何故ワザワザ入れる必要があるのでしょうか？ まさに蛇足です。しかも、「かかわらず」ということを書くのならすべてのことを列記していく必要があるのですが、この文章「傷害や病気などを原因として」は所謂「中途障害者」が書いたようで、生まれたときから「障害者」と規定されたひとの観点が組み込まれていないのです。障害規定につながる文は他のところにも出てきます。同じ章の「1 目的」には「障害をもつ人に対する差別的取扱いの原因が、その障害をもつひとの個人的属性に起因するものでなく・・・」とあります。その「障害をもつ人の個人的属性」とは何でしょうか？ **impairment**（機能障害）自体は歴然としてあるという論理にとらわれ、結局医療モデルに収束しているのではないのでしょうか？ 更に「3 障害

をもつ人の定義」の「(1) 障害をもつ人とは、長期的または一時的、あるいは将来予想される障害により、生活上の困難さをもつ、あるいはもちうる状況にある人をいう。・・・」の「生活上の困難さをもつ」とは何でしょう？ この文章を書いているひと自身が「ある程度以上の能力や機能を要求している」(「2 障害の定義」の文) 身辺自立を要求しているのではないのでしょうか？ 先に引用した反・被障害者の言葉を援用すると、「「そばにいる人から当たり前のこととして手を貸してもらえ」れば「生活上の困難」などない」といえることではないのでしょうか？

この文章を書いたひと(たち)も、何とか社会モデルをとりあげようとしています。それが、「2 障害の定義」の中の「・・・社会的環境との関係で生じる障壁をいう」という文の中に現れてきます。しかし、これまでになされてきたさまざまな提起や論争そして、世界観や人間観、労働観までいたるパラダイム転換の流れをおさえていないところで、きちんとした一貫した論理になっていないと言わざるをえません。「障害の定義」で「特性にかかわらず」と書いて置きながら、なぜ「前文」で「身体的・精神的な特徴と理由により」となるのでしょうか？

(2) 「要綱案」における「障害者差別」規定

「障害者差別」規定は、「前文」と「4 障害をもつ人に対する差別の定義」で出てきます。

まず「前文」ですが、ここには「現在までの社会の諸関係において、身体的・精神的な特徴と理由により、通常の日常生活を営む能力が不当に低く評価され、・・・」「・・・障害による不当な差別的取扱いを受けないために、・・・」の「不当」件はいったい何を言いたいのでしょう？

正当な能力の評価は差別ではない、という論理なのではないでしょうか？ かつて「ゆわれなき差別」という言い方がされていました。それに対して、「差別はその社会の構造の中からおきてくるということでは、ゆわれある差別であるし、差別の根拠自体を認められないという意味ではゆわれなき差別である」ということが反差別をかたる人の中で広まって行きました。能力ということにより分けて行くこと自体が差別なのではないのでしょうか？ これは後に述べる ADA 法の「資格ある障害者を排除してはならない」という問題にも通じることです。

公民権運動の指導者であったキング牧師は、公民権法の成立の中で、「これは終わりではない、これからが始まりである。問題は貧困の問題」というような趣旨の発言をしています。彼がどこまでこの発言に孕まれている問題を意識化しているかどうかは分かりませんが、この発言のとらえ返し中で、今のこの資本主義社会の差別の問題がはっきりしてきます。この社会の差別の構造の基底に、生産手段の私的所有と労働力の価値を巡る差別があり、他の差別の問題もここに収束していくという構造です。問題は、これを今の社会の中では差別としてとらえにくいという問題です。障害差別はまさに被障害者が相対的に市場

経済の論理による商品生産において価値が低いとされるという問題です。これは一部偏見の問題も含むとは言え、主要には偏見の問題ではありません。そのことをしっかり押さえないと、障害差別の根拠としてある、競争原理や能力主義にとらわれ、自分は差別されるのはいやだ、差別する側になりたいというような陥穽に落ち込んでしまいます。

次に、「4 障害をもつ人に対する差別の定義」をとりあげます。

「4 障害をもつ人に対する差別の定義」の(1)で、一般的にとらえられる差別の問題を取り上げています。わたしが主張している排除型の差別に通じることです。で、さすがにそれだけで差別の問題をおさえられないとして、(2)で、意図しない差別も差別であると補足しています。ただ、これは意味不明です。国際人権規約の社会権規約を意識した配慮義務を問題にしているのですが、「適切な配慮」ということと言えば、むしろ適切ということ自体の内容が問題になります。それをこの要綱案では後で展開しようとしているのですが、「個別配慮」を列挙することが問題なのではありません。個別列挙という方法では、もれが生じてしまいます。むしろ差別規定をなしきるのであれば、「適切な配慮」の論理的中身を詰める必要があるのです。だからここで書くべきことは、排除型の差別だけでなく、抑圧型の差別を取り上げることではないかと思います。この抑圧型の差別のはっきりとした例は、ろう者から提起されています。口話主義教育が同化としての差別であると指摘です。これは、実は、後になって内容的には出てきます。ろう者の言語として手話を認めるという条文にそれは現れていますし、第2章の「8 医療およびリハビリテーション」の中で、「1(2)自ら望まない医療等の提供は、これを拒否する権利を有する」と書かれていることもその一例です。これは、「障害者基本法」の改正の動きの中で、DPI から出されている要望書の中で、もっと具体的に書かれています。「(要望事項 5.関係)」の「自立への努力(第七条)では、旧来の「更生」の考え方にに基づき、障害当事者に対して障害の軽減と克服への努力をおしつけることになっているため、削除していただきたい。」とあり、「<補足説明>」の中で、「…社会の側が、障害者に特化して残存能力の活用(障害の軽減と克服への努力)を求めることが本人の意思に反する場合には、差別と人権侵害になり、それを助長するおそれがある。」とあります。この内容は、障害規定や障害差別規定の中に織り込まれるべきです。ただ、問題なのは、これらのいずれも問題を自己決定の問題に切り詰めています。自己決定の欺瞞性問題は反障害者運動の中で語られてきました。たとえば、例えば子宮摘出した被障害者がその意味をつかめず、他の被障害者にも子宮摘出を勧めるという事態をどうとらえればいいのか(この問題は「要綱案」でも取り上げられていますが、個別列挙禁止していくという問題ではないはず)、そんな極端な例でなくても、差別の現実から逃れるなどというところで、養護学校などを選択していくという問題もあります。自己決定ということだけではすまない、むしろ自らが差別に呼応していく構造を押さえたところで、この抑圧型の差別も差別規定にはっきりと位置づけていく必要があります。

ここで、自己決定を持ち出すことは、文字通り蛇足です。問題は、身体的<差異>が社会的不利に繋がらないような条件整備・環境整備、さらには社会作りの問題なのです。

では、それらを織り込んだところで、その内容をその後の条文にいかにかかしていくのかという問題です。これについては、「(4)差別禁止法制定運動のもつ意味?」の「**法律で差別をなくすことができるのかという問題**」という項で、もう一度とりあげます。

(3)「機会均等法としての差別禁止法」の動きに対する批判

最初に、「最近の障害者差別禁止法制定の動きを見ていて、「障害者」運動はなんとも危ない方向へ踏み出そうとしているという危機感を抱きました。」というような書き方をしました。その内容は、「機会均等法としての差別禁止法の制定を求めていく」という主張です。いったい何故、このような主張がでてきたのでしょうか？

過去の提起、ADA法に対する批判との対話を欠落させた活動

「機会均等法としての差別禁止法」といったとき、どうもそのモデルはアメリカの「障害者差別禁止法」であるADA法のようなようです。ADA法に関してはそれが日本に紹介されたとき、反・被障害者を中心にいろんな批判がでていました。今回要綱案作成に関して、そして、「機会均等法としての差別禁止法」という動きの中での文に対してもその批判との対話がなされている文をわたしは見付け出せないのであります。いったいどうしてなのでしょう？

ADA法への批判をわたしなりにまとめてみます。まず第一に、「資格ある障害者を排除してはならない」というこの法律のキータームにはっきり現れているように、今の社会の労働というところから排除される「資格ない障害者」への排除を容認するものになっている。反障害者の間では、ユニバーサルデザインというような思想があり、それは運動としてもユニバーサルなことを求めていくものであり、一部の被障害者を被障害者自身が排除したような法律づくりはなすべきできないのではないのでしょうか？ 第二に、(2)で書いた差別の形態の変化ということをとらえきれていません。社会モデルさえも障壁を問題にしても、抑圧という差別のかたちをとらえていません。だから、相対的に被障害者が差別される構造があり、結局非対称的に努力を強いられる中で差別の構造から抜け出せない。個人的に対等に競争し得る被障害者が存在するとしても総体相対として被障害者は差別の構造から抜け出せない。このあたりのことは、フェミニズムが同じような内容を指摘し、「頑張ろうなんてやめよう」と提起していることにも繋がっています。それは、自分は逃れえるという幻想に陥り、総体的相対的に差別の構造の中にすっかり絡めとられてしまうのです。そして幾分なりとも高い地位に就いたとしてもそこにある関係性はいかなるものとしてあるのでしょうか？ 問題はそのような差別の構造そのものを解体していくことなのです。第三に、そもそも障害差別の基底に能力主義の問題があることをおさえていない。機会均等自体が能力主義の論理に乗っている、結局機会均等法の論理というのは、差別されるのはいやだ、差別する側になりたいというようなことでしかない。差別の構造そのものを解体する運動にはなりません。

問題は抑圧型の差別、別の言い方で言えば相対的排除の性格の強い差別を差別としてと

らえているひとの間でも、段階論なり、牽引論のようなこととして、はっきり差別と分かる排除型の差別の問題から取り組み、そこで被障害者の社会参加の中で、障害差別をなくす牽引力にしていこうというような動きです。

確かに、そういうことも一定の有効性はあると思います。ただ、被障害者が分断されていく問題をどうするのかということがあります。「資格ある障害者」ということと言えば、「重度といわれる障害者」が排除されます。そして、相対的排除ということの持つ意味は、参加しえ絶対的排除から逃れえたとしても、相対的差別の構造のからめとられ、個人に分断される中で、個人の努力という問題で結局差別の構造のからめとられていくのです。アメリカの公民権運動は法制度的にことでかなりのものを勝ち取ってきました。それでも、相対的にはそして総体的に差別の構造から抜け出せません。

(4)差別禁止法制定運動のもつ意味?

運動の空洞化

この「要綱案」をまとめたのは、「障害者政策研究会実行委員会」ですが、この政策研究集会が始まったところから抱いていた危惧というものがあります。個別の取り組みは闘われてきたのですが、その闘いのネットワークのようなことが作れない、そして反差別を掲げていた反障害者の全国的団体が崩壊状態に陥っていくということがあり、そこで政策研究集会ということで、議会主義的な法制度制定運動に入っていくと、さらに運動の空洞化ということが進んでいくのではないかと思います。実際ここ数年、法制度に関する運動が、草の根の運動の中からおきてくるのではなく、国会の法制度の整備の動きに呼応して、草の根の運動と遊離したところで、被障害者団体の役員が意見を取りまとめ、議員に働きかけていくということに終始していく、それも最初から役人たちが作成したほとんど原案のまま通っていくという現状になっています。いわば、国際的な反障害者運動の「ガイアツ」中で、官僚主導で法制度整備がされているのではないと思われる現状があります。しかも国会議員の活動がいわゆる「おとしどころ」と言うことを最初から設定した、操作主義的な運動に反障害者サイドも取り込まれているような感じがするのです。

そういう中で、国際的な禁止法制定の動きにあわせて、日本でもということでの差別禁止法制定の動きですが、こういうことでは、禁止法を作ること自体がおぼつかないのですが、たとえ作れたとしても、ADA法のような被障害者の分断をもたらすような法でしかありません。ユニバーサルなところで分断を許さないところで草の根の法制定の運動を作った中で、力及ばず機会均等法的なところでしか勝ち取れなかったとしたら、運動サイドで分断を超えていく力の蓄積がそれなりに勝ち取れるのですが、草の根の運動と結びつかないところでの制定の動きで、しかも、最初から機会均等法という主張が出ている中で、この法制定の動きが更に運動の空洞化と被障害者の分断をもたらすのではと危惧せざるを得ません。

法律で差別をなくすことができるのかという問題

日本における反差別運動を牽引してきた一つの軸であった部落解放運動の中で語られてきた問題があります。法というものは、国家という権力を前提にしている、権力構造という差別構造の上に乗って、差別をなくすことは所詮無理な話です。そういう中でも、いくらかとも差別ということを部分的には押さえ込むことができるとしても、差別の構造そのものの解体には至らないということを押さえおく必要があります。確かに、禁止法ということが抑止力ということには幾分かはなると思います。今回弁護士さんたちのグループでも差別禁止法制定の動きがあるのですが、まさにそのようなことでの制定の動きとして押さええます。おそらく機会均等法としての差別禁止法の主張する人たちは、日本の今のこの社会が能力主義の競争原理で成り立っている以上、法案づくりをしていったときに今のこの社会を覆さない限り結局、機会均等法にしかならない、一部の「エリート障害者」を生み出すことによって、その人たちを牽引力として障害差別をなくしていこうという心積もりなのだろうと推測されます。だか、差別は偏見だけの問題ではなく、むしろ、障害差別においては、その基底に能力主義の問題があり、その論理に乗って反障害運動を進めることは、反障害運動自体が被障害者の分断と、運動の解体しかもたらしません。

もうひとつ、書いて置かねばならないのは、前述「(2)」で書いたように、強制ということとは取り上げられても、被障害者本人が障害差別的なことに呼応していくと言う問題です。すなわち、排除型・抑圧型という形態の違いの問題をきちんととらえ返す作業をしていかないと、差別ということがとらえられません。そういう中で、排除型の差別を批判する運動が抑圧型の差別に呼応してしまうというワナに陥ってしまうことになります。

それでも差別の中のいくつかのことは取り上げられるし、それを禁止法の中で活かせるという意見が出てくると思います。「機会均等法としての差別禁止法」というのは、むしろ、そういったことを見越して、今の社会では、そこまでしか問題にしえないから、そこで禁止法を作ろうという意見だと思います。

ただ、そこで当然おきてくる分断をどうするのか、そして差別の形態変化ということだけで差別そのものが続いていくという問題があります。そして何よりも問題なのは、機会均等という競争原理に乗ってしまうことが何をもたらすのかということです。これは、被障害者自身がその差別の土台の競争原理に乗っかり推進してしまうという悲喜劇をもたらします。反差別運動の中ではそのあたりの問題を既にとらえ返しています。フェミニズムが「(個人的に)頑張ろうなんてやめよう!」と提起していることです。機会均等法をもちだすひとは、個人的努力を推進する側に落ち込んでいるのではないのでしょうか?

(5)まとめ

運動はユニバーサルな形で進めてて行く必要があります、その基準をどこに置くかといえば、「資格ある障害者」ではなく、「重度の働けないとされる障害者」を基準に置いた活動をしていくべきだと思います。基準という手話があります。右手は肘のところで水平に動かす

のですが、今の社会参加型の「障害者」運動というのは、拳のあたりで水平に動かしている。すなわち、一部の「エリート的な障害者」の社会参加ということに焦点を当ててしまっているようにしか感じられません。これはまさに、文部科学省が打ち出してきている、特別支援教育という形で、一部被障害者を普通学校・学級に統合していこうということにも呼応してしまっています。日本の「障害者」運動は、かつて、問題をラジカル(根源的)にとらえ返そうという姿勢がありました。そもそも労働とは何かということも含んで社会参加の問題をとらえ返そうとしていたのだと思います。そういう姿勢で、他の被障害者の利害も含んで運動を組み立てようとしていたのだと思います。ところが、最近是个別の問題は個別の問題として処理していくそういうところに落ち込んでいってしまっています。反差別のナショナルセンター的な運動は解体的状況に陥ってきています。そして運動の空洞化の中で、議会活動に収束し、国の出してくることに個別対応してしまっています。理論的などころでも、色々問題提起はなされてきていますが、そもそも、最も基礎的な障害規定自体もちゃんとなされていない現状があります。そんな状況から抜け出していく新しい運動を作りださねばなりません。障害観—世界観の転換を含んだ運動の必要性が問われているのです。それらのことをきちんとまとめ整理して、方針を出していく作業が今問われているのだと思っています。この文もそういう中での提起です。

障害規定については、わたしは「障害者反差別論序説」という文の中でかなり詳しく展開してきました。このホームページにも載せているので参考にしてください。そこで、最後にまとめた出た障害規定を以下引用しておきます。もうひとつ、唯物史観的な観点からもっと細かい規定も出してみました。批判いただければ幸いです。

障害とは、身体の機能・形態において、社会が標準なるものを設定し、そこから外れる—「障害者」とレッテルを貼った人たちに作った障壁と抑圧であり、「障害者」とはその障壁と抑圧によって不利益を被るひとたちである

「障害者反差別論序説」あとがき最終稿(一部訂正)

障害とは、分業と私有財産制の成立の中で、とりたてて人の生きる営為が労働と家事と(身辺自立を求め)私的営為に分離される中で、すなわち市場経済の普遍的成立の中で、労働が特化し、その中で「労働力の価値」というものがうかびあがり、そのことを基底にして、ひとは身辺自立すべきものということを含んで標準的人間像が描かれる中で、ひとの身体(肉体と精神の二分法を超えた概念的な機能と形態の<差異>が異化し、それが個人が実体化される中で、「障害者」と規定される者に内自有化し、何かの差別(不利益・排除・抑圧)を受けること。